

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	茅野市後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茅野市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療に関する事務では、電算処理の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、委託業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

茅野市長

公表日

令和8年1月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び長野県後期高齢者医療広域連合規約等に基づく以下の事務を行う。 ①被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ②被保険者証及び資格証明書の発行等 ③医療給付に関する申請及び届出の受付 ・公金受取口座情報の利用
③システムの名称	①後期高齢者医療システム、②宛名管理システム、③口座システム、④収納システム ⑤口座振替システム、⑥会計受入システム、⑦後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
①被保険者台帳ファイル、②賦課台帳ファイル、③収納情報ファイル、④後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条(第5号を除く) ・公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項各号及び第9条 ・公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第25号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第117条、第118条 ・公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条25号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険課
②所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
長野県後期高齢者医療広域連合	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒391-8501茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 保険課 〒391-8501茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき、マイナンバーの提供を受け、その場で真正性確認を行っているため、目的外の入手が行われることがない。 上記事務のほか、特定個人情報の取扱いについて手作業が発生するが、いずれも複数人で確認をしている。 ・標準システムに表示された個人番号を申請書へ記入する処理 ・特定個人情報の記載がある申請書の保管、廃棄	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	評価書名	後期高齢者医療保険料徴収事務 評価書	茅野市後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	茅野市は、後期高齢者医療保険料徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言す	茅野市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言す	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 1. ①事務の名称	後期高齢者医療保険料徴収事務	後期高齢者医療に関する事務	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 1. ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律、地方税法及び法令に基づく条例による保険料の徴収・滞納整理に係る事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律及び長野県後期高齢者医療広域連合規約等に基づく以下の事務を行う。 ①被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ②被保険者証及び資格証明書の発行等 ③医療給付に関する申請及び届出の受付 ④保険料賦課・徴収に関すること	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 1. ③システムの名称	後期高齢者医療システム(Reams. NET)	①後期高齢者医療システム ②宛名管理システム ③口座システム ④収納システム ⑤口座振替システム ⑥会計受入システム	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	被保険者台帳ファイル 賦課台帳ファイル 収納情報ファイル	①被保険者台帳ファイル ②賦課台帳ファイル ③収納情報ファイル ④後期高齢者医療関連情報ファイル	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条(第5	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の82の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二 80、82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 保健課	健康福祉部 高齢者・保険課	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健課長 両角 直樹	高齢者・保険課長 両角 勝元	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画総務部 総務課 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101	総務部 総務課 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	健康福祉部 保健課 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101	健康福祉部 高齢者・保険課 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101	事後	
平成31年4月1日	II 1、2 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策等		様式改正による変更	事後	
令和2年4月1日	II 1、2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II 1、2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二 80、82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 80、82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 1. ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び長野県後期高齢者医療広域連合規約等に基づく以下の事務を行う。 ①被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ②被保険者証及び資格証明書の発行等 ③医療給付に関する申請及び届出の受付 ④保険料賦課・徴収に関すること	高齢者の医療の確保に関する法律及び長野県後期高齢者医療広域連合規約等に基づく以下の事務を行う。 ①被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ②被保険者証及び資格証明書の発行等 ③医療給付に関する申請及び届出の受付 ・公金受取口座情報の利用 ④保険料賦課・徴収に関すること	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条(第5号を除く)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条(第5号を除く) ・公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項各号及び第9条 ・公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第25号	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二 80、82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 80、82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 ・公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第25号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 高齢者・保険課	健康福祉部 保険課	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢者・保険課長 両角 勝元	保険課長	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ 連	健康福祉部 高齢者・保険課 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101	健康福祉部 保険課 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101	事後	
令和6年4月1日	II 1、2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II 1 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和6年6月10日	I 3法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条(第5号を除く)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条(第5号を除く)	事後	
令和6年6月10日	I 4法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 80、82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第117条、第118条	事後	
令和7年12月1日	I 1 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び長野県後期高齢者医療広域連合規約等に基づく以下の事務を行う。 ①被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ②被保険者証及び資格証明書の発行等 ③医療給付に関する申請及び届出の受付 ・公金受取口座情報の利用 ④保険料賦課・徴収に関すること	高齢者の医療の確保に関する法律及び長野県後期高齢者医療広域連合規約等に基づく以下の事務を行う。 ①被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ②資格確認書等の発行 ③医療給付に関する申請及び届出の受付 ・公金受取口座情報の利用 ④保険料賦課・徴収に関すること	事後	
令和7年12月1日	II 1、2 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	IV 8. 人手を介在させる作業		様式変更により新たに記載	事後	
令和7年12月1日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		様式変更により新たに記載	事後	